

建築基準法の関係告示が改正され、 令和7年7月1日から定期報告制度が見直されます。

1. 定期報告種別・報告周期が変わります



2. 調査・検査方法が見直されます

告示改正により、「目視により確認する」とされている調査・検査項目について、センサー等新技術を活用することにより合理的な調査・検査が可能となります。

3. 報告様式が改正されます

告示改正により、調査結果表や検査結果表をはじめとする報告様式が改正されます。
また、特定建築物定期調査の調査結果図（各階平面図）に「防火区画」を明示することとなります。調査（検査）日の時期によって適用される様式が異なりますので、ご注意ください。（※裏面を参照）

【留意事項】

- 常時閉鎖式防火扉の報告周期は、広島県内全ての特定行政庁において、「3年毎」となります。報告時期は、特定建築物の用途の区分に応じて異なりますので、各特定行政庁へお問い合わせください。

定期報告制度の見直し前後における規定の適用に関する留意事項

調査（検査）日の時期によって適用される規定が異なりますので、ご注意ください。

	施行日・調査（検査）日・報告日の関係			規定の適用	
①	調査（検査）日・報告日がいずれも施行日よりも前の場合	調査(検査)日	報告日	施行日 7 / 1	見直し 前 の規定
②	調査（検査）日が施行日よりも前で、かつ、報告日が施行日よりも後の場合	調査(検査)日	施行日 7 / 1	報告日	見直し 前 の規定
③	調査（検査）日・報告日がいずれも施行日よりも後の場合	施行日 7 / 1	調査(検査)日	報告日	見直し 後 の規定

書類の提出先

市町	所管部署・連絡先	所管区域	受付対象	オンラインによる受付
広島県	西部建設事務所建築課 (082-250-8158)	竹原市、大竹市、江田島市、府中町、海田町、熊野町、坂町、安芸太田町、北広島町、大崎上島町	・特定建築物 ・建築設備 ・防火設備	○
	東部建設事務所建築課 (084-921-1572)	府中市、世羅町、神石高原町		
	北部建設事務所建築課 (0824-63-5209)	三次市、庄原市、安芸高田市		
広島市	中区役所建築課 (082-504-2579)	中区		—
	東区役所建築課 (082-568-7745)	東区		
	南区役所建築課 (082-250-8960)	南区		
	西区役所建築課 (082-532-0950)	西区		
	安佐南区役所建築課 (082-831-4952)	安佐南区		
	安佐北区役所建築課 (082-819-3938)	安佐北区		
	安芸区役所建築課 (082-821-4929)	安芸区		
呉市	佐伯区役所建築課 (082-943-9745)	佐伯区		
	建築指導課 (0823-25-3513)			—
	建築指導課 (084-928-1167)			○
	建築指導課 (082-420-0956)			○
	建築指導課 (0848-67-6122)			○
	建築課 (0848-38-9245)			—
	建築指導課 (0829-30-9191)			—

【昇降機及び遊戯施設の提出先】

広島県内全ての特定行政庁において、（一社）中国四国ブロック昇降機検査協議会（082-228-7141）が提出先となります。